

○産業廃棄物の種類

1. 産業廃棄物

種類 (名簿中の表示)	定義規定の条項	内 容	備 考
燃 え 殻 (燃 え 殻)	法律第2条 第4項第1号	石炭がら、灰かす、焼却残灰、炉清掃掃出物その他の焼却残渣	
汚 泥 (汚 泥)	法律第2条 第4項第1号	工場廃水等の処理後に残る泥状のもの及び各種製造業の製造工程において生ずる泥状のものであって、有機性及び無機性のもの。活性汚泥の余剰汚泥、パルプ廃液汚泥、動植物性原料使用製造業の廃水処理汚泥、ビルピット汚泥、赤泥(廃アルカリとの混合物)、けい藻土かす、炭酸カルシウムかす、廃白土(廃油との混合物)、浄水汚泥、ベントナイト汚泥等	
廃 油 (廃 油)	法律第2条 第4項第1号	鉱物性油及び動植物性油脂に係るすべての廃油。潤滑油、絶縁油、洗浄用油、切削油、廃溶剤、タールピッチ類、硫酸ピッチ(廃酸との混合物)、タンクスラッジ(汚泥との混合物)等	
廃 酸 (廃 酸)	法律第2条 第4項第1号	廃硫酸、廃塩酸、アルコール又は食用アミノ酸等の製造に伴い生ずる発酵廃液、写真漂白廃液等のすべての酸性の廃液	中和処理した場合に生ずる沈で ん物は汚泥と同様に取り扱う。
廃 アルカリ (廃 アルカリ)	法律第2条 第4項第1号	廃ソーダ液、写真現像廃液、金属石けん液等のすべてのアルカリ性の廃液	中和処理した場合に生ずる沈で ん物は汚泥と同様に取り扱う。
廃 プラスチック類 (廃 プラ)	法律第2条 第4項第1号	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず等合成高分子系化合物に係る固形状及び液状のすべての廃プラスチック類、廃タイヤ等	
紙 く ず (紙 く ず)	法律施行令 第2条第1号	建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業(新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。)、出版業(印刷出版を行うものに限る。)、製本業及び印刷物加工業に該当する事業の事業活動に伴って生ずる紙くず(紙、板紙等)等	
木 く ず (木 く ず)	法律施行令 第2条第2号	建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)、木材又は木製品の製造業(家具の製造業を含む。)、パルプ製造業に該当する事業の事業活動に伴って生ずる木くず及び輸入木材の卸売業に係る木くずであっておがくず、バーク類等、物品賃貸業に係るもの、貨物の流通のために使用したパレットに係るもの(業種限定なし)	
織 維 く ず (織 維 く ず)	法律施行令 第2条第3号	建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)、繊維工業(衣服その他の繊維製品製造業を除く。)に該当する事業の事業活動に伴って生ずる繊維くずであって木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず等	
動植物性残さ (動植性残さ)	法律施行令 第2条第4号	食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物の不要物で、あめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚・獣のあら等固形状のもの	魚市場、飲食店等から排出される 動植物性残さ又は厨芥類は、事業 活動に伴って生じた一般廃棄物で ある。

種 類 (名簿中の表示)	定義規定の条項	内 容	備 考
動物系固形不要物 (動物系不要物)	法律施行令 第2条第4号の2	と畜場及び食鳥処理場における家畜の解体等に伴って生じる不要物	
ゴ ム く ず (ゴ ム く ず)	法律施行令 第2条第5号	天然ゴムくず	
金 属 く ず (金 属 く ず)	法律施行令 第2条第6号	鉄鋼、非鉄金属の研磨くず、切削くず等	
ガラスくず、コンクリートくず 及び陶磁器くず (ガ ラ ス く ず)	法律施行令 第2条第7号	ガラスくず、耐火れんがくず、陶磁器くず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)等	
鉬 さ い (鉬 さ い)	法律施行令 第2条第8号	高炉・平炉・転炉・電気炉等の残さい(スラグ)、キューボラのノロ、ボタ、不良鉬石、不良石炭、粉炭かす等	
が れ き 類 (が れ き 類)	法律施行令 第2条第9号	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片、レンガの破片、その他これに類する各種廃材	専ら土地造成の目的となる土砂に準じた物は除かれる。
家 畜 ふ ん 尿 (家 畜 ふ ん 尿)	法律施行令 第2条第10号	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、山羊、にわとり、あひる、がちょう、うずら、七めん鳥、うさぎ及び毛皮獣等のふん尿	
家 畜 の 死 体 (家 畜 の 死 体)	法律施行令 第2条第11号	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、山羊、にわとり、あひる、がちょう、うずら、七めん鳥、うさぎ及び毛皮獣等の死体	
ば い じ ん (ば い じ ん)	法律施行令 第2条第12号	大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第2項に規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)第2条第2項に規定する特定施設又は廃棄物の焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの。	
1 3 号 廃 棄 物 (1 3 号 廃 棄 物)	法律施行令 第2条第13号	上記の産業廃棄物を処分するために処理したものであってこれらの産業廃棄物に該当しないもの	
石綿含有産業廃棄物 (石綿含有産廃)	法律施行規則 第7条の2の3	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1パーセントを超えて含有するもの(廃石綿等を除く。)	
自 動 車 等 破 碎 物 (自 動 車 等 破 碎)	法律施行令 第6条第1項 第3号イ(1)	自動車等の破碎に伴って生じた廃プラスチック類、金属くず及びガラスくず等。	

2. 特別産業廃棄物(産業廃棄物のうち爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのある性状を有するもの)

種類 (名簿中の表示)	定義規定の条項	内 容	
廃油 (引火性廃油)	法律施行令 第2条の4第1号	産業廃棄物である揮発油類、灯油類及び軽油類(引火点70℃未満のもの)	
廃酸 (腐食性廃酸)	法律施行令 第2条の4第2号	水素イオン濃度指数(pH)が2.0以下の廃酸	
廃アルカリ (腐食性廃アル)	法律施行令 第2条の4第3号	水素イオン濃度指数(pH)が12.5以上の廃アルカリ	
感染性産業廃棄物 (感染性)	法律施行令 第2条の4第4号	医療関係機関等から排出される使用済みの注射針など、感染性病原体が含まれ、若しくは付着しているおそれのある産業廃棄物	
特定 有害 産業 廃棄物	廃PCB等 (廃PCB)	法律施行令 第2条の4第5号イ	廃PCB及びPCBを含む廃油
	PCB汚染物 (PCB汚染物)	法律施行令 第2条の4第5号ロ	PCBが染み込んだ汚泥、木くず及び繊維くず。PCBが塗布された又は染み込んだ紙くず。PCBが付着し又は封入された廃プラスチック類及び金属くず。PCBが付着した陶磁器くず及びがれき類。
	PCB処理物 (PCB処理物)	法律施行令 第2条の4第5号ハ	廃PCB等又はPCB汚染物を処分するために処理したものであって環境省令で定める基準に適合しないもの。
	廃石綿等 (廃石綿等)	法律施行令 第2条の4第5号ヘ	建築物から除去した飛散性の吹き付け石綿・石綿含有保温材及び除去工事に用いられたプラスチックシートなど、大気汚染防止法の特定粉じん発生施設を有する事業場の集塵装置で集められた飛散性の石綿など
	燃え殻 (燃え殻)	法律施行令 第2条の4第5号チ、リ、ヌ、ル、ヲ、第7号、第10号	政令で定める施設において生じたものであって、「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準」に適合しないものなど
	汚泥 (汚泥)	法律施行令 第2条の4第5号ニ～、第8号、第11号	政令で定める施設において生じたものであって、「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準」に適合しないものなど
	廃油 (廃油)	法律施行令 第2条の4第5号カ、ヨ、タ、レ、ソ、ツ、ネ、ナ、ラ、ム、ウ	政令で定める施設において生じたトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン又はベンゼンの廃溶剤(含有量の如何にかかわらず)
	廃酸 (廃酸)	法律施行令 第2条の4第5号キ～ン	政令で定める施設において生じたものであって、「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準」に適合しないものなど
	廃アルカリ (廃アルカリ)	法律施行令 第2条の4第5号キ～ン	政令で定める施設において生じたものであって、「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準」に適合しないものなど
	鉱さい (鉱さい)	法律施行令 第2条の4第5号ホ	「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準」に適合しないもの
ばいじん (ばいじん)	法律施行令 第2条の4第5号ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、第6号、第7号、第9号	政令で定める施設において生じたものであって、「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準」に適合しないものなど	
(その他)	法律施行令第2条の4第5号ニ、ホト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カ、ヨ、タ、レ、ソ、ツ、ネ、ナ、ラ、ム、ウ、キ、ノ、オ、ク、ヤ、マ、ケ、フ、コ、エ、テ、ア、サ、キ、ユ、メ、ミ、シ、エ、ヒ、モ、セ、ス、ン、第6号、第7号、第8号に規定される「廃棄物を処分するために処理したもの」が上記の特定有害産業廃棄物に該当しないもの。		

3. 特別管理産業廃棄物の特定有害産業廃棄物については、次のとおり略称を使用しています。

名簿中の表示	有害物質名	名簿中の表示	有害物質名	名簿中の表示	有害物質名
水 銀	水銀又はその化合物	ト リ	トリクロロエチレン	I I II	1,1,2-トリクロロエタン
カドミウム	カドミウム又はその化合物	テ ト ラ	テトラクロロエチレン	I III	1,3-ジクロロプロペン
鉛	鉛又はその化合物	ジ ク ロ ロ	ジクロロメタン	チ ウ ラ ム	チウラム
有機 燐	有機燐化合物	四 塩 化 炭 素	四塩化炭素	シ マ ジ ン	シマジン
六 価 ク ロ ム	六価クロム化合物	I II	1,2-ジクロロエタン	チ オ ベ ン	チオベンカルブ
砒 素	砒素又はその化合物	I I	1,1-ジクロロエチレン	ベ ン ゼ ン	ベンゼン
シ ア ン	シアン化合物	シ ス I	シス-1,2-ジクロロエチレン	セ レ ン	セレン又はその化合物
P C B	ポリ塩化ビフェニル	I I I	1,1,1-トリクロロエタン	D X N	ダイオキシン類

4. 金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準

種類	特定有害産業廃棄物				管理型処分場埋立処分基準	
	廃酸・廃アルカリ以外 (mg/l 超)			廃酸・廃アルカリ (mg/l 超)	燃え殻・鉱さい・ばいじん・汚泥 (mg/l 以下)	
	燃え殻・鉱さい・ばいじん	処理物	汚泥			
1	アルキル水銀	検出(燃え殻を除く)	検出	検出	検出	不検出
	総水銀	0.005	0.005	0.005	0.05	0.005
2	カドミウム	0.3	0.3	0.3	1	0.3
3	鉛	0.3	0.3	0.3	1	0.3
4	有機燐	-	1	1	1	1 (汚泥のみ)
5	六価クロム	1.5	1.5	1.5	5	1.5
6	砒素	0.3	0.3	0.3	1	0.3
7	シアン	-	1	1	1	1 (汚泥のみ)
8	P C B	-	0.003	0.003	0.03	0.003 (")
9	トリクロロエチレン	-	0.3	0.3	3	0.3 (")
10	テトラクロロエチレン	-	0.1	0.1	1	0.1 (")
11	ジクロロメタン	-	0.2	0.2	2	0.2 (")
12	四塩化炭素	-	0.02	0.02	0.2	0.02 (")
13	1, 2-ジクロロエタン	-	0.04	0.04	0.4	0.04 (")
14	1, 1-ジクロロエチレン	-	0.2	0.2	2	0.2 (")
15	シス-1, 2-ジクロロエチレン	-	0.4	0.4	4	0.4 (")
16	1, 1, 1-トリクロロエタン	-	3	3	30	3 (")
17	1, 1, 2-トリクロロエタン	-	0.06	0.06	0.6	0.06 (")
18	1, 3-ジクロロプロペン	-	0.02	0.02	0.2	0.02 (")
19	チウラム	-	0.06	0.06	0.6	0.06 (")
20	シマジン	-	0.03	0.03	0.3	0.03 (")
21	チオベンカルブ	-	0.2	0.2	2	0.2 (")
22	ベンゼン	-	0.1	0.1	1	0.1 (")
23	セレン	0.3	0.3	0.3	1	0.3
24	ダイオキシン類※	3ng-TEQ/g	3ng-TEQ/g	3ng-TEQ/g	100pg/l	3ng-TEQ/g

※ 1 廃棄物焼却炉である特定施設(ダイオキシン類対策特別措置法)から排出されるばいじん、燃え殻、特定施設を有する工場又は事業所において生じた汚泥、廃酸、廃アルカリ及びこれらの処理物に含まれるダイオキシン類

2 既設炉(H12.1.15)については、セメント固化、薬剤処理又は酸抽出を行う場合は基準を適用しない。